The page features three large, overlapping blue circles of varying shades (dark blue, medium blue, and light blue) and two thin blue diagonal lines that intersect at the top left corner. The text is centered on the page.

# 公の施設の受益者負担の 適正化に関する基本方針

平成27年1月  
海津市 総務部 企画財政課

## <目 次>

### I 趣旨

### II 3つの基本方針

1. 受益者負担の原則
2. 算出方法の明確化
3. 減免基準の統一化

### III 使用料の算出方法

1. 基本ルール
2. 原価について
3. 性質別負担率について
4. 施設の利用形態による使用料算出方法

### IV 減免制度の統一化

1. 減免制度の基本的な考え方
2. 減免基準の適用

### V その他の取り扱いについて

1. 市民以外の使用料の設定
2. 基準の運用について
3. 激変緩和措置について

## I 趣旨

海津市では、住民福祉の増進を目的として、福祉施設やスポーツ施設などの公の施設を設置し、市民の貴重な財産として管理運営を行っています。使用料は、公の施設の使用の対価として、設置条例等にその額を定めて、使用者から徴収していますが、使用料の多くは、旧3町の料金体系が基本となり、社会経済状況を鑑みず、長年にわたって据え置かれてきたものが多く、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性という観点から、見直しが必要であると考えられます。

市が経費の縮減や効率化に努めることはもちろんですが、人口比率に対して多くの施設が設置されている海津市において、使用料のあり方を見直していくことは、将来にわたって安定したサービスの提供を持続可能としていくため、施設利用者を含めた市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点からも、重要な課題です。

行政ニーズが高度化・多様化する中で、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで賄うべきかについて、市民の皆様の理解と納得が得られる合理的な受益者負担を目指し、「公の施設の受益者負担適正化に関する基本方針」を定めることとしました。

### 公の施設

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（地方自治法第244条）

### 使用料

普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。（地方自治法第225条）

使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足りることをもって限度とする应考虑すべきであろう。（地方自治法逐条解説より抜粋）

## II 3つの基本方針

「受益者負担の原則」、「算出方法の明確化」、「減免基準の統一化」の3つを基本方針として位置づけます。

### 1. 受益者負担の原則

使用料は、公の施設等の利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。使用料が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、市民全体で負担するということとなります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の

負担をすることによって、初めて「負担の公平性」が確保されることから、施設の使用料は受益者負担を原則とします。

ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定します。

## 2. 算出方法の明確化

利用する人に応分の負担を求めるにあたって当っては、利用者や市民の皆様には算出根拠を明らかにし、分かりやすく説明できなければならないと考えます。

そこで、全ての公の施設に対する統一的な使用料の算出方法を定め、透明性を確保します。

## 3. 減免基準の統一化

現在の減免制度は、団体活動の支援や施設の利用促進等に一定の効果上げてきました。しかし、利用者の多くが無料若しくは減額となるような現行の制度では、受益者の固定化が進み、結果として施設を利用しない人の税金がそこに使われることになり、負担の公平性を損なう恐れがあります。本来、減免制度とは、まちづくりのための必要な施策、教育文化の振興、社会的弱者への配慮といった政策的な特例措置であるため、「受益と負担の公平性」を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定されるべきであると考えます。

そこで、これまでの減免制度を見直し、全ての公の施設に統一的な基準を設けます。

# III 使用料の算出方法

## 1. 基本ルール

算出根拠を明確にし、全ての公の施設に統一的に用いるため、使用料の算出は以下の基本式により算出するものとします。

なお、以下に示すのは標準的な算出方法であり、実際の使用料の算出に当たっては、稼働率や類似施設とのバランスなど施設の実情等も考慮し算出します。

## 2. 原価について

### (1)原価の基礎となる費用

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理等に要する費用を受益者に負担いただくためには、使用料算出の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。

そのため、一般的に行政で使用されている現金主義ではなく、役務の提供や事実が発生した時点で費用を計上する発生主義の考え方に基づいて算出するものとします。

発生主義に基づいて算出する原価となる費用は施設の維持管理等に直接要する「人にかかるコスト」と「物にかかるコスト」とします。

また、減価償却費については、資本に関連する経費として税負担にするという考え方もありますが、使用料自体が施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべき性質のものであることから原価として整理します。

なお、計算に当っては、施設で行われる事業に係る経費は除外します。

#### 【「人にかかるコスト」と「物にかかるコスト」の項目】

項 目	説 明
人件費	施設の維持管理・運営に係る職員の給与、手当及び退職給与引当金繰入等
物件費	施設の維持管理・運営に係る日日雇用賃金、消耗品費、光熱水費、委託料などの経費
維持補修費	修繕料等の施設の維持補修に係る経費
減価償却費	施設等の減価償却費の当該年度分
補助費等	火災保険料、施設の維持管理・運営に係る自動車損害保険料等
公債費（利子分）	当該年度に返済した公債費の利子分

※用地取得費については、年数の経過により資産価値が減少するものではなく、また、施設が廃止された後も市の資産として残ることから、使用料の原価として適切ではないため、対象外とします。

#### (2)人件費の算出方法

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

- ・人件費単価：職員区分毎の平均とする。
- ・職員数：維持管理・運営に要した時間の割合とします。

#### (3)減価償却費の算出方法

定額法（新）

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \div \text{耐用年数}$$

### 3. 性質別負担率について

公の施設は多岐にわたっており、施設の使用料を設定するに当たっては、施設のサービスの性質により、施設を区分し、受益者と公費の負担割合を検討することが重要です。

こうした点を考慮することなく、受益者に対して一律の負担を求めることは、かえって公平性・公正性を損なう可能性があります。

そこで、施設のサービスの性質を「必需性」を横軸、「公共性」を縦軸として、各施設のサービスの性質を16の領域に分類します。

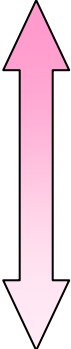

#### ○必需性による分類（横軸）

区分	IV	III	II	I
性質	選択的	やや選択的	やや必需的	必需的
	日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設 ・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 ・人によって必要性が異なるサービス		日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・広く市民に必要とされる施設 ・社会的弱者等を支援するための施設	
必需性の強弱	選択的	弱	強	必需的

#### ○公共性による分類（縦軸）

区分	性質		公共性の強弱
A	公共的	民間による提供が困難な施設	公共的 強
B	やや公共的	・民間に同種・類似のサービスがなく、（またはほとんどない）、行政が提供すべきサービス	↑ ↓
C	やや市場的	民間による提供が可能な施設	
D	市場的	・民間に同種・類似のサービスが提供される施設がある。	

◎性質別分類及び受益者の負担割合

公共的 	A	50%	25%	0%	0%
	B	75%	50%	25%	0%
	C	100%	75%	50%	25%
	D	100%	100%	75%	50%
市場的 選択的 		IV	III	II	I

- ・各施設における目的外利用の取り扱い

受益者の負担割合が100%以外の領域に分類される施設であっても、施設の有効利用のため、設置目的外の利用\*の場合は、受益者の負担割合が100%の領域に位置づけ取り扱うものとします。

※「本来の利用対象者以外利用」の場合を意味するものであり、自動販売機の設置等の「行政財産の目的外使用」を意味するものではありません。

4. 施設の利用形態による使用料算出方式

使用料の算出方式は、施設の利用形態により、

- (1) 「1室当たりの原価（貸部屋等の場合）」から算出する方式
- (2) 「1人当たりの原価（個人利用の場合）」から算出する方式

の2つに分類する。

なお、これは標準的な算出方式を示したものであり、実際の使用料の算出に当たっては、稼働率や類似施設とのバランスなど施設の実状も考慮し算定します。

(1) 「1室当たりの原価（貸部屋等の場合）」から算出する方式

例：斎苑、ホール、会議室等

$$\textcircled{1} \quad 1 \text{室当たりの時間原価} = 1 \text{室当たりの年間原価} \div \text{年間開館時間}$$

※事務所やトイレなど共用部分の維持管理費等に要する経費についても、サービスを提供する上で必要な経費であるため、原価に含めます。  
また、経費の内容によって、均等割する経費と面積割する経費に分類して、算出するものとします。

維持修繕費に関しては、経費合算後、均等割として使用料へ反映させます。

$$\textcircled{2} \quad 1 \text{室当たりの時間使用料} = \textcircled{1} \times \text{性質別負担率}$$

※但し、使用料が1時間当たりでない施設については、 $\textcircled{3}$ の算式も加えます。

$$\textcircled{3} \quad 1 \text{室当たりの使用料} = \textcircled{2} \times \text{平均利用時間}$$

(2) 「1人当たりの原価（個人利用の場合）」から算出する方式

例：プール、グラウンドゴルフ場等

$$\textcircled{4} \quad 1 \text{人当たりの原価} = \text{原価} \div \text{年間受益者（利用者）数}$$

※原価とは「Ⅲ 使用料の算出方法 2. 原価について」で示した「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」です。

$$\textcircled{5} \quad 1 \text{人当たりの使用料} = \textcircled{4} \times \text{性質別負担率}$$

## IV 減免制度の統一化

### 1. 減免制度の基本的な考え方

公平性・公正性を確保する観点から、できるだけ全施設で共通した対応になるよう「基準の統一化」を図るとともに、施設の設置目的や特性などに応じた弾力的な運用を行うこととします。



## 2. 減免基準の適用

### (1)免除の基準

- ① 市（行政委員会、附属機関を含む）が主催するとき
- ② 市内の公共的団体が、行政活動の協力目的で利用するとき
- ③ 市長が必要と認めるとき

### (2)減額の基準

- ① 市（行政委員会、附属機関を含む）が共催するとき
- ② 市長が必要と認めるとき

※「市長が必要と認めるとき」の適用については、想定外の事態などに対応するためのものであり、その適用については、十分な検討を行い、基準を明確にした上で適用することとします。

## V その他の取り扱いについて

### 1. 市民以外の使用料の設定

公の施設は、住民である市民が利用することを想定して設置された施設です。本来、市が提供するサービスの恩恵は市民が優先して受けられるべきであるにも関わらず、市外の利用者の増加等により市民の利用が阻害される懸念があります。

また、「3. 性質別負担率について」において、施設の性質別に負担割合を設定しましたので、施設によっては、公費による負担が大きくなることが想定されます。また、稼働率も、計算上100%に設定しているため、実際に利用されていない時間などに係る経費は、公費で負担していることとなります。これらのことを受益者負担の原則と照らし合わせると、税金を負担し、さらに利用する際に施設使用料を負担する市民利用者と、施設使用料のみを負担する市外利用者とは負担の公平性が損なわれています。

そこで、受益者の負担の公平性を図るために、市外料金を設定します。

## 2. 基準の運用について

(1) 使用料の改定は社会情勢の変化に併せて、適宜行います。また、現行の使用料が適正か否かの検証を5年ごとに行い、必要であれば改定を行います。

(2) 使用料の改定を行う場合は、本基本方針に沿ったものとしませんが、利用形態が同一の施設については、料金の統一を図るよう努めます。

## 3. 激変緩和措置について

改定により使用料が現行より著しく高額になる場合には、利用者にとって急激な負担増となり、ひいては利用率の低下を招き、財産の有効活用が阻害される恐れがあるため、原則、現行使用料の2倍を上限として下表のような対応を図ることとします。

また、施設の実状を勘案し、使用料の設定には以下の点に留意します。

- ・周辺自治体の類似施設より著しく高額となることで、利用率の低下を招く恐れがあるときは、改定額を調整します。
- ・現行の使用料より低額になることで、民業を圧迫する恐れがあるときや、他の類似施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがあるときは、現行の使用料に据え置きます。

### (1) 団体利用の場合

現行使用料	増額上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

### (2) 個人利用の場合

現行使用料	増額上限率
100円以下	100%
100円を超え500円以下	50%
500円を超え1,000円以下	30%
1,000円を超える	20%